

和歌山 I R 基本構想 V R 作成業務 仕様書

1 業務名

和歌山 I R 基本構想 V R 作成業務

2 業務の目的

本業務は、和歌山 I R 基本構想において、計画検討、関係者間協議、周辺住民への事業説明及び景観形成等の計画マネジメントにおいて、事業の具体化を効率的・継続的に支援する目的で、和歌山マリーナシティの統合型リゾート活用部分、和歌山マリーナシティ全体及びその周辺の将来ビジョンの汎用三次元デジタル空間を生成し、その空間を取り込んだ多機能バーチャルリアリティ（V R）コンテンツを制作及び提供するものである。

本業務により作成された三次元デジタル空間データ（三次元 C A D データ）は、I R 開発事業者決定後の計画検討やプロモーション等に活用していただけるように、作成する三次元デジタル空間データを汎用的な形式（3 D S、F B X 又は O B J 形式等）で提供するものとする。

3 業務内容

（1）和歌山マリーナシティ既存部データ作成

和歌山マリーナシティ全体のデータ作成を行うこと。既存立地施設の概略的なデータ作成を行い、現地撮影写真を加工したファサード表現を行うこと。なお、現地撮影写真については、個人が特定できるものが映らないよう十分配慮を行うこと。

（2）和歌山 I R 基本構想概略データ作成

和歌山マリーナシティの活用部分に和歌山県が構想する I R の概略イメージデータを作成すること。施設の配置イメージやふさわしい景観といった検討を鳥瞰やアイレベルからの視点で検討できること。制作内容は別途県との協議の上作成するものとする。

（3）広域データ作成

紀伊半島を含む広域エリアのデータ作成を行うこと。50mメッシュ程度の起伏のある標高地形に航空写真又は衛星写真を貼り付けて表現すること。

4 性能要件

(1) 空間レビュー性能

- ア 全体掌握のための鳥瞰飛行及び利用者目線での空間確認・動線確認のためのウォークスルーがマウスなどの操作で自由自在にできる機能
- イ 計画案（複数）を入れ替え対比させる比較検討機能
- ウ 空間内の任意の位置に樹木や建物ボリュームを配置することができ、配列した樹木や建物ボリュームを次回起動時に再現できる機能

(2) プレゼンテーション性能

- ア 説明用パワーポイントの中から直接コンテンツを呼び出せる機能
- イ 定められた重要視点場にジャンプするビューポイントジャンプ機能
- ウ シナリオのあるプレゼンテーションに対応する、自動走行（アニメーション）機能及びそのルートの設定機能
- エ VR画面上に2次元地図データを表示し、視点位置を同地図上に表示できる機能
- オ 任意の視点から見た画像を画像ファイルとして出力できる機能

(3) 関係者間共有・情報公開性能

- ア 制作されたVRはWindows及びMacOSX環境にて起動できること
- イ オフライン環境で起動できること
- ウ VR空間の機能全体をフリーライセンスで利用できること
- エ 利用PCを増やした際に新たなライセンス料が発生しないこと
- オ 関係各所に容易に配布できること
- カ 関係者が自ら取り扱い可能かつ操作性能の高いアプリケーションとすべく、専門性の高いBIM・CIMデータ等とは異なるコンテンツを作成すること
- キ 和歌山県の行政事務用パソコンにおいて起動できること

【行政事務用パソコンスペック】

OS：Windows 10 Enterprise 2016 LTSB

プロセッサ：Intel Celeron 3855U 1.6GHz

メモリ：4GB

HDD：500GB

解像度：WXGA（1366×768）

5 資料の貸与

業務遂行のために必要な資料等について、発注者が保有するものについては貸与する。

6 納期

平成30年5月7日（月）

ただし、納期については、特別な理由がある場合には、発注者受注者双方合意の上、延長することも可とする。また、データの追加・修正などを含めた総合的なサポート期間は平成31年3月31日までとする。

7 成果品

- (1) 3次元CADデータ（3DS、FBX、OBJ形式等の汎用的な形式であること）及びテクスチャ画像データ
- (2) VRアプリケーション（実行形式）

上記（1）及び（2）についての著作権は、発注者に帰属する。ただし、上記（2）のVRアプリケーション及びこれに含まれるデータであって、本件とは関係なく受注者（そのライセンサーを含む）が保有するデータに関する著作権その他の知的財産権については、受注者がこれらを留保すること。

8 その他

- (1) 受注者は、作業の実施に当たっては発注者と連絡を密に取り十分に協議すること。また、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、その都度発注者と協議して決定するものとする。
- (2) 受注者は、業務に係る工程表を作成し、業務の進捗状況について適宜監督職員に報告し、工程管理に努めなければならない。